

## 山形県特定農業機械導入基準の策定について

### 1 策定の経緯

これまで「山形県特定高性能農業機械導入計画」を策定し、農業機械の適正導入を推進してきたが、基となる農業機械化促進法が平成30年4月1日に廃止されたことに伴い、同日付けで当該計画を廃止したところである。

しかしながら、農業機械の適正導入・効率利用を推進するためには、引き続き一定の基準が必要であることから、新たに県の基準を策定する。

### 2 主な内容

- ・ 特定農業機械の導入に関する目標（機種別、類別ごとの利用規模の下限）
- ・ 特定農業機械の導入を効果的に行うための条件
- ・ 特定農業機械を使用した農作業の安全性の確保
- ・ その他の農業機械の利用規模の目安

### 3 「山形県特定高性能農業機械導入計画」（平成30年4月1日廃止）との主な変更点

#### (1) 名称

変更前（導入計画）	変更後（導入基準）	変更理由
山形県特定高性能農業機械導入計画	山形県特定農業機械導入基準	県独自の基準となるため。

#### (2) 対象機械

変更前（導入計画）	変更後（導入基準）	変更理由
1 車輪式の乗用型トラクターであつて、その原動機の連続定格出力が25馬力以上のもの	変更なし	本県で導入が見込まれる機械のみを対象にしたため。 (17種類 →10種類)
2 乗用型田植機	変更なし	
3 水田用の乗用型多目的作業機	変更なし	
4 トラクター搭載式若しくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は乗用型防除用動力散布機のうち、その常用回転速度及び常用圧力における薬液吐出し量が毎分30リットル以上の動力噴霧機並びにその常用回転速度、常用風速及び常用風量における薬液吐出し量が毎分20リットル以上のスピードスプレーヤー	4 防除用動力散布機（トラクター搭載式、トラクターけん引式及び乗用型）のうち、次のもの ・ 常用回転速度及び常用圧力における薬液吐出し量が毎分30リットル以上の動力噴霧機 ・ 常用回転速度、常用風速及び常用風量における薬液吐出し量が毎分20リットル以上のスピードスプレーヤー <div style="text-align: right;">※表現変更のみ</div>	

変更前（導入計画）		変更後（導入基準）		変更理由
5	コンバインであって、その刃幅が0.8メートル以上のもの	変更なし		
6	畑作物用の収穫機（コンバイン及び次号に掲げるものを除く。）のうち、フォーレージ・ハーベスターであって、牧草刈取り時の刃幅が1メートル以上のもの、 <u>ポテト・ハーベスター</u> 、 <u>ビート・ハーベスター</u> 、 <u>ビーン・ハーベスター</u> 及び <u>ケーン・ハーベスター</u>	6 フォーレージ・ハーベスターであって、牧草刈取り時の刃幅が1メートル以上のもの		
7	いも類用の乗用型収穫機	削除		
8	野菜接ぎ木ロボット	削除		
9	野菜用の乗用型全自動移植機	変更なし		
10	野菜用の乗用型多目的作業機	変更なし		
11	<u>キャベツ用</u> の収穫機（自走式のものに限る。）	9 <u>野菜用</u> の収穫機（自走式のものに限る。）		
12	<u>だいこん用</u> の収穫機（自走式のものに限る。）			
13	<u>にんじん用</u> の収穫機（自走式のものに限る。）			
14	<u>ねぎ用</u> の収穫機（自走式のものに限る。）			
15	<u>はくさい用</u> の収穫機（自走式のものに限る。）			
16	<u>ほうれんそう用</u> の収穫機（自走式のものに限る。）			
17	飼料作物用の収穫機（自走式のものに限る。）であって、稲、とうもろこし及び牧草を収穫することができるもの	変更なし		

### （3）類別及び利用規模の下限

#### ○トラクター

変更前（導入計画）		変更後（導入基準）		変更理由
類別	下限	類別	下限	
90ps 級	<田> <u>設定なし</u>	変更なし	<田> <u>22ha</u>	今後導入が見込まれるため。

○コンバイン

変更前（導入計画）		変更後（導入基準）		変更理由
類別	下限	類別	下限	
普通型 刃幅 <u>0.8m</u> 以上 2.5m未満	<水稻> <u>12ha</u>	普通型 刃幅 <u>1.2m</u> 以上 2.5m未満	<水稻> <u>14ha</u>	現在販売されている機種に合わせて、あわせて、現行基準より上位機種への変更となるため、下限面積変更。
<u>刃幅 1.6m未満</u>	<大豆、そば> 7ha	<u>50ps 級未満</u>	<大豆、そば> 変更なし	水稻を収穫できない大豆・そば専用機種を刃幅 1.6m未満として定めていたが、1.6m未満でも水稻を収穫できる高性能な機種が販売されているため、刃幅から馬力の類別に変更。

○飼料作物用の収穫機

変更前（導入計画）		変更後（導入基準）		変更理由
類別	下限	類別	下限	
自走式 全幅 <u>1.8m</u> 以上 全高 <u>3m</u> 以上 重量 <u>4.9t</u> 以上	<稲、とうもろこし、牧草> 20ha	自走式 全幅 <u>1.8m</u> 以上 全高 <u>2.5m</u> 以上 重量 <u>4.9t</u> 以上	変更なし	現在販売されている機種に合わせて。

4 基準の効力

平成30年7月1日から施行する。

ただし、既に廃止前の「山形県特定高性能農業機械導入計画」を基準として補助事業等を実施している場合は、平成30年度に限り、廃止前の「山形県特定高性能農業機械導入計画」を基準とする。